

## 目 次

新室長として就任のご挨拶	松岡啓祐	1
室長退任にあたって	家永登	6
韓国ロースクールの状況と卒業後の進路	楊萬植	11
『証券会社の経営破綻と資本市場法制』の 出版について	松岡啓祐	23
【書評】専修大学今村法律研究室編 『大逆事件と今村力三郎』	北村巖	34
室員消息・編集後記		36

## 新室長として就任のご挨拶

専修大学法科大学院教授 松岡啓祐

### 1. はじめに

このたび平成25年6月の評議員総会及び総会におきまして選出された後、正式に任命を受けまして、本学において伝統ある今村法律研究室の室長に就任させて頂くことになりました。大変、光栄に存じます。その就任のご依頼は実は突然のことであり、依頼する旨を聞かせて頂いた当初はどう回答したらよいか戸惑いました。しかし、今の時期に私に対しそうした依頼がありましたことについて、何か運命的なものがあるのではないかと感じ、謹んでお引き受けさせて頂きました。私は、本研究室のおそらく11代目の室長になるのではないかと聞いております。

そうして就任させて頂くことが正式に決まった6月の評議員総会の日、奇しくも専修大学の学長選挙の日と同日でした。長く専修大学のとても難しい舵取りを担って頂いた偉大な学長であり、また理事長であった日高先生から、矢野先生へとバトンが渡されることが決まり、時代の移り変わりを感じました。刑法がご専門の日高先生は法科大学院の発足後の運営を一貫して実質的にリードされ、専修大学の法学部の権威を相当高めて頂き、その大きな業績は専修大学の長い歴史のなかでも特筆されていくものと予想されます。学長におられる間に執筆された御著書だけでも相当数に及ぶのみならず、専修大学の活動全般について優れたリーダーシップを発揮されたことは歴代の学長と比べましても、類まれな素晴らしいことであったと思います。

そうした本学全体の動きは当然のことながら、今村法律研究室の活動とも表裏一体のものです。日高先生の学長としてのリーダーシップは、社会における本研究室の在り方についても多くの示唆を与えるものであり、今後も重鎮として先生の指導力には大きな期待が寄せられております。

## 2. 私の専修大学における研究・教育生活

私の専修大学における研究・教育生活は、法学部に専任講師として着任した平成6（1994）年に遡ります。その後、助教授となり、法科大学院には当初学部教員として参加しておりました。ところが、途中で他大学に移るため商法担当教員のスタッフが転出されてしまったことから、急遽その穴埋めのために補充的に移籍し、現在に至っています。

こういった専修大学における研究・教育生活の間、様々な研究活動のほか、教育活動や、学内行政上の活動を行ってまいりました。そうした専修大学における私のキャリアのなかでも、とりわけ専任講師として着任当初に、隣の研究グループである「法学研究所の事務局」を数年勤めさせて頂いたことは今でも様々な形で良い経験となっております。様々な研究会や合宿にも参加致しました。会計係として予算の執行、運用にも関与させて頂き、その難しさも痛感したところでもあります。そうした点は、活動内容は違いますが、今村法律研究室でも同様なところが多いです。

こうして、専修大学に着任以来、平成25（2013）年で早いもので、約20年になる

ところですが。専修大学における研究・教育生活も、まだまだ道の途中ではありましても、それなりに一定の区切りになってきたことを感じます。20年近くしておりますと、種々のところで疲れや衰えなども出てはおりますが、少しでもそうしたキャリアのなかで培ってきたものを、本研究室に還元していくことができましたら、幸いです。

### 3. 今村法律研究室との関わり

私は、今村法律研究室には正確ではありませんが、およそ20年前に専修大学に入職して研究職に着任して以来、室員としてはもとより、運営委員として少なくとも約10年ほどは関わってきたように思います。その間、様々な室長や運営委員の方々と、今村法律研究室の在り方、研究活動等について相互にお話をして、本研究室の活動の意義や趣旨等について理解を深めてきました。

土曜日等に行われる冤罪事件等を取り上げたシンポジウムのほか、多くのシンポジウムにも出席しましたし、昨年度は、私自身がコーディネーター兼レポーターとして、司法試験の在り方や専修大学の司法試験に関わる体制を議論するシンポジウムを主催致しました。そこでは、法科大学院の卒業生を囲んで、専修大学の現在の司法試験に対する取組みや今後の課題等といった幅広い観点から議論が行われ、今後の専修大学出身法曹のますますの拡大に寄与するものと思われまます。

そして早速7月末には専修大学の提携校である韓国・壇国大学の楊萬植（ヤン・マンシク）教授に、法科大学院のFD委員会と共催でご講演を依頼し、無事盛況のうちに終了したところであります。楊教授には、およそ5年前に私に韓国ソウルでの国際シンポジウムにおける講演を依頼され、私が「日本における企業の社会的責任（CSR）」について商法・会社法を中心にお話をさせて頂いたご縁もございます。楊教授は商法・会社法がご専門であり、早稲田大学の大学院にご留学経験をお持ちであることから、日本語も非常に堪能で、充実した講演会になりました。

さらに、今村法律研究室の室報につきましても、私はここ数年何度か原稿を出させて頂いております。そのなかで、最近の著作の紹介や法科大学院における商法科目の展開状況の紹介のほか、本号でも私の初めての論文集の刊行を紹介させて頂き、法律知識の啓蒙に務めてまいったところであります。

#### 4. 結びに代えて～今後の今村法律研究室の課題について～

このように、これまで私にとって今村法律研究室の課題を考える機会が多くありました。率直に申し上げて、法科大学院（ロースクール）・法学部・通常の大学院・夜間部等といった、法律関係の教育機関を巡る社会的な動きには急なものがあり、本研究室としても難しい課題を抱えていることは否定できません。これまで学問の王者と呼ばれていた法学部の人気にも陰りが見えてきたともいわれます。先生方も立場の違いはあれ、種々の危機感を持たれていることと思います。とはいえ、既存の裁判制度の問題点や導入から数年が経過した裁判員制度の課題等について、見直しを求める意見も多くなっています。司法試験制度がどうであれ、それらの問題点や課題への取組みが国家的に重要な意義を有することはいうまでもありません。裁判制度・司法制度の重要性は今後ますます増していくことは間違いがないためです。

そのため、そうした難しい課題への取組みについて、専修大学においても、そして今村法律研究室としてもさらに、深めてまいりたいと思いますし、取り組まざるを得ない差し迫った状況であります。こうした法律学を巡る状況はおそらくわが国の歴史上初めてのことでしょうし、それには国際的な動向も絡み、複雑なことになっているところ です。

他方、社会的に難しい状況をただ嘆き悲しんでいるだけではどうにもなりませんし、そうしたスタンスからは、良いアイデアも出てくるはずはありません。悪いところや後ろ向きなニュースばかりを見て、悲観的な意見ばかりになりがちな状況ではありますが、法科大学院にも専修大学にとって良い側面も多くありましたし、運営次第では今後も豊富な成果をもたらしていく可能性も大きいところです。実際、法科大学院スタート以来、専修大学出身の法曹は100名を超えるという素晴らしい成果を上げていることを忘れてはならないと思います。政治的な状況も絡み、今後の状況には予断を許さないものがありますが、もしも専修大学が法科大学院制度発足時に法科大学院を創設していなければ、そのステータスは著しく低下していたことは間違いありませんし、他の主要大学に大きく後れを取ったことと思われま す。

そこで、できれば温故知新の実践として、古くからの伝統を持つ今村法律研究室においても新しく明るい局面を少しでも切り開くことができないかどうか考えてい

きたいと存じます。楽観的になれる状況ではなくとも、新しいチャレンジは組織の活性化のためにはやはり必要であると思います。それこそが私に与えられたミッションである、と自覚しております。

もとより私1人の微力では、今村法律研究室の運営は、どうにもなりません。いきなり新しいことに取り組むことは伝統ある組織体としては無茶ですので、基本的にはこれまでの活動を継承しつつ、徐々にできるところから良いものにしていくことを心掛けていきたいと考えております。そうしたチャレンジに際しては、現在の事務局である森住先生や運営委員の先生方はもちろんのこと、室員の方々やそのほか専修大学を巡る様々な方々のご支援が欠かせません。新しく室長に就任するに際しまして、ご支援とご理解のほどお願い致します所存でございます。